

現況届の提出を①

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当

児童扶養手当など各種手当を受けている人は、受給資格や所得状況などを報告する現況届(対象者に郵送)の提出が必要です。提出がない場合は、**8月分以降の**手当が受けられなくなります。期間内の提出を。

※現況届を提出せずに2年を経過すると資格が消失します。

《児童扶養手当》

【提出期間】8月1日(金)～9月1日(月)

【対象者】父母の離婚などにより父または母と生計をともにできないか、父または母の身体などに一定の障害がある家庭の児童の父または母(父母に代わって児童を養育している人を含む)

《特別児童扶養手当・障害児福祉手当》

【提出期間】8月11日(月)～9月10日(水)

【対象者】

◆特別児童扶養手当…精神または身体に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している父母(父母に代わって児童を養育している人を含む)

◆障害児福祉手当…20歳未満の人で重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする人

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094、FAX 62・7957)か西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX 77・1800)へ。

現況届の提出を②

特別障害者手当・経過的福祉手当

特別障害者手当は、著しい重度の障害のため常時特別の在宅介護を必要とする20歳以上の人に支給される手当です。

特別障害者手当・経過的福祉手当を受けている人は、所得状況などを報告する現況届(対象者に郵送)の提出が必要です。提出がない場合は、**8月分以降の**手当が受けられなくなります。期間内の提出を。

【提出期間】8月11日(月)～9月10日(水)

※経過的福祉手当の新規受け付けは行っていません。

▶詳しくは、障害福祉課(☎66・1033)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

市議会議員一般選挙

投票日 11月16日(日)

告示日 11月9日(日)

◆立候補予定者説明会

【日時】10月16日(水)13時30分から

【場所】総合文化会館

▶詳しくは、舞鶴市選挙管理委員会事務局(総務課内、☎66・1044)へ。

後期高齢者医療保険制度加入者の健康診査

対象者には8月下旬に受診票を郵送。

【実施期間】9月1日(月)～10月31日(金)

【受診場所】市内の実施医療機関

【健診内容】問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、診察

【対象】75歳以上の後期高齢者医療制度加入者

※一定の障害認定を受けている65歳以上を含む。

※後期高齢者の人間ドックの申込者を除く。

【料金】無料

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

国民健康保険加入者(65～74歳)の特定健康診査

該当者に6、7月の間に特定健康診査を医療機関で受診していただくようご案内しましたが、受診をしていない人は、11月まで保健センターなどで集団健診を受けることができます。希望者は保険医療課に問い合わせを。

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1106)へ。

存在しない家屋が課税されていませんか？

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況により課税しています。市では、取り壊された家屋を把握するために定期的に調査を行っていますが、取り壊した家屋(全部または一部)が課税されている場合はご連絡を。

また、今年12月末までに取り壊し予定の家屋がある場合もご連絡を。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

家族介護支援事業 介護用品の支給

市民税非課税世帯で、介護保険制度の要介護認定4からに該当する人を在宅で介護している場合に、介護用品の購入券を支給。対象者には8月上旬に申請書を郵送。購入券は8月下旬に郵送予定。

【申請方法】8月11日(月)～22日(金)に高齢者支援課へ。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1018)へ。

人権教育DVD・ビデオを貸し出します

子ども・女性の人権から事業所での人権研修向けのものまで、幅広い内容の教材(DVD・ビデオ)を随時貸し出ししています(教材リストは市ホームページで閲覧可)。貸出期間は3日以内、1回につき3本まで。無料。サークルや町内会など各団体でご利用ください。

【利用方法】事前に電話で社会教育課へ貸し出し状況を確認し、所定の用紙(社会教育課に備え付け)で。

▶詳しくは、社会教育課(☎66・1073)へ。

住民基本台帳カード 有効期限のご確認を



住民基本台帳カード(住基カード)の有効期限は、交付申請日から10年間。引き続き利用を希望する人は、3か月前から新しい住基カードの申請ができます。

【申請に必要なもの】①現在の住基カード②顔写真1枚(顔写真入りのカードを希望する場合のみ。縦4.5cm×横3.5cm正面・無帽・無背景・肩口まで写り、6か月以内に撮影されたもの)③手数料500円④印鑑
※申請者本人が設定した4桁の暗証番号の入力が必要。暗証番号を忘れた場合、別途本人確認書類が必要。

※住基カードに電子証明書を登録している場合、電子証明書は住基カードの有効期限満了後も失効せず電子証明書の有効期限まで利用可能。ただし住基カードとして失効しているため、本人確認書類として使用不可。

▶詳しくは、市民課(☎66・1001)か西支所市民・年金係(☎77・2252)へ。

みなさんの学びを応援 生涯学習ボランティアバンク

自主的な学習活動を支援するため、生涯学習ボランティアバンクを設置しています。茶道や絵画、自然観察などさまざまな分野の指導者が登録・活動しています。希望の分野から指導者を選び、直接連絡してください。登録情報は市役所、西支所、加佐分室、各公民館、東西図書館などで配布。市ホームページにも掲載。指導者も随時募集中。

▶詳しくは、社会教育課(☎66・1073)へ。

平成25年台風18号の被災者住宅再建を支援(再建経費の一部を補助)

【対象】市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人

【対象経費】被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など

【補助金額】対象経費の3分の1

【補助金の限度額】下表のとおり

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

【その他】申請と工事完了報告は、同じ年度内に行う必要があります。報告は来年2月27日(金)まで。

▶詳しくは、建築住宅課(☎66・1050)へ。

福井県原子力防災総合訓練に参加 ～8月31日、情報伝達訓練などを実施～

8月31日(日)7時30分～13時、福井県や高浜町などの主催により『福井県原子力防災総合訓練』が実施されます。

市としても京都府と連携し、次のとおり訓練に参加します。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

【訓練の想定】

関西電力(株)高浜発電所3号機において事故が発生し、放射性物質が放出されたことを想定

【舞鶴市として参加する主な訓練内容】

①住民への情報伝達訓練(避難指示等)

防災行政無線(PAZ圏内のAゾーンのみ=松尾・杉山地区)まいつるメール配信サービス(防災情報登録者)

②舞鶴市災害対策本部設置・運営訓練

③通信連絡訓練

▶詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1089)へ。

2つの給付金の申請を受け付け中

今年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない人や子育て世帯の負担を緩和する臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付け中。臨時福祉給付金の申請書は、下記窓口か電話で請求を。市ホームページからもダウンロード可。

【申請期限はいずれも平成26年12月1日(月)まで。】

▶詳しくは、舞鶴市役所臨時福祉給付金支給担当(☎62・0520)へ。

黙とうを捧げましょう

～原爆投下の日・終戦記念日～

今から69年前の8月6日に広島市、9日には長崎市に原子爆弾が投下され、一瞬にして多くの尊い人命が失われました。また、8月15日は終戦記念日です。

市では、戦後13年にわたって海外からの引き揚げに大きく関わり、昭和45年には引揚記念公園を、また同63年には引揚記念館を建設し、平和への願いを発信し続けています。

犠牲者の冥福と全世界の恒久平和を祈り、誓いを新たにすため、次の日時に黙とうを捧げましょう。

【原爆投下の日】

◆広島市…8月6日(水) 8時15分

◆長崎市…8月9日(土) 11時2分

【終戦記念日】

8月15日(金)正午